表-2-2 許可基準(吉野川沿い)

		位	置	吉野川沿いの景観を著しく損なわないものとする。
		髙	うさ	石垣上段では原則として、2階建以下とする。
	l HJ		<u> </u>	軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。
				石垣下段では原則として、平屋建とする。
		構	造	原則として、木造とする。ただし、用途等によりやむをえず他
				の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和
建				を図る。
築			形式	原則として、屋根は勾配屋根とする。
物	外	屋	勾配	
	部	根	材料	
	意	•	 軒	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
	匠	庇	 樋	
		外壁		
	開口部		開口部	位置、形態及び仕上げは、伝統的町並みと調和を図る。
	基礎		基礎	
	色彩		色彩	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
		設備機器等		
$ _{\perp \iota}$	Æ# /// m	塀・石垣等		歴史的な風致と調和したものとする。
工作物 <u> </u>		外広告物	歴史的な風致と調和したものとする。	
木竹の伐採・植栽				歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
联 本 相 17.48本				駐車場は、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。また、
駐車場及び車庫			い単連	車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものする。
土地の形質の変更				変更後の状態が歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
				空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用す
				る。
土石類の採取				採取後の状態が、歴史的な風致を著しく損なわないものとす
				る。